



長野県報

12月12日(木)

令和6年

(2024年)

第567号

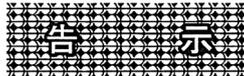
目次

告示

| | |
|---|---|
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)..... | 1 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課)..... | 2 |
| 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課)..... | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課)..... | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課)..... | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(障がい者支援課)..... | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課)..... | 4 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課)..... | 4 |
| 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)..... | 7 |

公告

| | |
|------------------------------------|----|
| 特定調達契約に係る一般競争入札(健康福祉政策課)..... | 8 |
| 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)..... | 10 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(4件)(水道・生活排水課)..... | 11 |



長野県告示第627号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
|--------|-------------------------|-----------------------------------|
| 白子 隆志 | ぼうこう又は直腸 | 下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院 |
| 今井 豊 | 腎臓 | 北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 軽井沢西部総合病院 |
| 吉田 和薫 | 肢体不自由 | 須坂市大字井上1700-14 ごみょう整形外科クリニック |
| 飯塚 啓二 | 肢体不自由 ぼうこう又は直腸 | 諏訪郡下諏訪町矢木町214 諏訪共立病院 |
| 中島 由樹子 | 肢体不自由 小腸 ぼうこう又は直腸 | 諏訪郡下諏訪町矢木町214 諏訪共立病院 |

| | | |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| 吉澤 将士 | 視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由 | 佐久市中込3400番地28 佐久総合病院 佐久医療センター |
| 多田 剛 | 視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由 | 安曇野市豊科南穂高2820-1 南穂高クリニック |
| 渡邊 一弘 | 肢体不自由 | 諏訪市四賀赤沼1770-3 渡辺内科クリニック |
| 三枝 紀子 | 腎臓 | 諏訪郡原村15739-2 大槻医院 |

障がい者支援課

長野県告示第628号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の所在地及び名称 | 変更後の医療機関の所在地及び名称 |
|-------|---------------------------|-----------------------|
| 駒津 和宜 | 諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院 | 飯田市八幡町438番地 飯田市立病院 |

障がい者支援課

長野県告示第629号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 | 辞退年月日 |
|-------|---------------------------|------------|
| 塚平 晃弘 | 飯田市上村844-2 飯田市立上村診療所 | 令和6年11月5日 |
| 森田 有紀 | 中野市西1-5-63 北信総合病院 | 令和6年10月21日 |
| 伊藤 正木 | 駒ヶ根市赤須町10-26 伊藤耳鼻咽喉科医院 | 平成17年12月8日 |

障がい者支援課

長野県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

| 育成医療及び更生医療 医療機関の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------------------|-----------------|-----------|
| さかき薬局 | 埴科郡坂城町坂城10091-4 | 令和6年12月1日 |
| アーク調剤薬局 下諏訪店 | 諏訪郡下諏訪町6171-17 | 令和6年12月1日 |
| ライフ薬局伊那 | 伊那市下新田3101-4 | 令和6年12月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| 丸子中央病院（更生医療のみ） | 上田市中丸子1771-1 | 令和6年12月1日 |
| ウエルシア薬局小諸みかげ店 | 小諸市御影新田2578-1 | 令和6年12月1日 |
| フォレスト薬局 | 上田市塩川1362-1 | 令和6年12月1日 |
| クスリのアオキ上田原薬局 | 上田市神畑字鳥居先135番地 | 令和6年12月1日 |
| モリキ伊那インター薬局 | 上伊那郡南箕輪村三本木8304-265 | 令和6年12月1日 |
| 辰野調剤センター薬局病院前 | 上伊那郡辰野町辰野1463-1 | 令和6年12月1日 |
| ライオン薬局有限会社 | 伊那市荒井3481番地 | 令和6年12月1日 |
| アイセイ薬局伊那店 | 上伊那郡箕輪町中箕輪9979-14 | 令和6年12月1日 |
| とちの木薬局 | 伊那市長谷非持553-3 | 令和6年12月1日 |
| ヘルシーズみたけ薬局 | 木曾郡木曾町三岳6497-5 | 令和6年12月1日 |
| 豊科薬局 | 安曇野市豊科南徳高2819-1 | 令和6年12月1日 |
| ききょう薬局 | 塩尻市宗賀1295-4 | 令和6年12月1日 |
| タカミ薬局 | 大町市大町2543 | 令和6年12月1日 |
| いちご薬局 | 大町市大町3145-2 | 令和6年12月1日 |
| ウエルシア薬局千曲内川店 | 千曲市大字内川677番地1 | 令和6年12月1日 |
| むすび野薬局 | 上水内郡信濃町大字古間846 | 令和6年12月1日 |
| パセリ薬局 | 須坂市八町花田1752-6 | 令和6年12月1日 |
| ウエルシア薬局千曲稲荷山店 | 千曲市稲荷山治田町1332 | 令和6年12月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第632号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

| 変更前の医療機関の名称及び所在地 | 変更後の医療機関の名称及び所在地 | 変更した年月日 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 有限会社 ともえ薬局 飯田市西鼎617-8 | 有限会社 ともえ薬局 飯田市西鼎616-1 | 令和6年11月5日 |
| アイリス薬局（須坂市） 須坂市須坂1288-2 | ファーマライズ薬局 須坂店 須坂市須坂1288-2 | 令和6年12月2日 |
| スズラン薬局 須坂市大字小河原1891-4 | ファーマライズ薬局 小河原店 須坂市大字小河原1891-4 | 令和6年12月2日 |
| コスモス薬局（小布施町） 上高井郡小布施町中松東畑324-1 | ファーマライズ薬局 小布施店 上高井郡小布施町中松東畑324-1 | 令和6年12月2日 |
| かおり薬局 須坂市墨坂南2-5-5 | ファーマライズ薬局 墨坂店 須坂市墨坂南2-5-5 | 令和6年12月2日 |

障がい者支援課

長野県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所在地

辞退年月日

わたび一薬局白田店

佐久市白田1992

令和6年9月1日

障がい者支援課

長野県告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第635号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第636号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須坂市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、須坂市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
須坂市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第637号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡御代田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、御代田町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
御代田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、御代田町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第638号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第639号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第640号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山ノ内町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

選告示第37号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

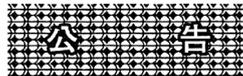
令和6年12月12日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

| | | | | |
|--------|---------|---------|--------|-------|
| 別表中 | 33,931 | を | 33,886 | に改める。 |
| | 312,066 | 311,787 | | |
| | 108,604 | 108,491 | | |
| | 71,378 | 71,294 | | |
| | 44,971 | 44,887 | | |
| | 18,625 | 18,577 | | |
| | 42,053 | 41,971 | | |
| | 13,284 | 13,260 | | |
| | 18,777 | 18,744 | | |
| | 11,578 | 11,571 | | |
| | 17,967 | 17,956 | | |
| | 8,762 | 8,764 | | |
| | 17,263 | 17,232 | | |
| | 7,326 | 7,317 | | |
| | 5,961 | 5,948 | | |
| 21,335 | 21,323 | | | |

| | |
|--------|--------|
| 18,266 | 18,252 |
| 39,649 | 39,622 |
| 20,499 | 20,477 |
| 8,103 | 8,086 |
| 27,028 | 27,013 |
| 6,387 | 6,358 |
| 22,250 | 22,205 |
| 7,044 | 7,021 |
| 8,405 | 8,404 |

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気

予定契約電力1,243kW及び予定使用電力量3,686,008kWh

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達産品等の特質等

仕様書によります。

(3) 調達期間

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級区分がAに格付けされている者であること。